

館林市立第三小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童等に対して、一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法第二条」より）

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものであり、児童の生命・心身を保護することが特に重要である。

そこで、本校ではすべての職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という基本認識に立っていじめ防止に取り組み、「学ぶことの楽しさと、できる喜びが味わえる学校」という本校の目指す学校像を実現するために「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校では、いじめ防止のために、次の3つを重点項目と定め、具体的な取組を実践していくこととした。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) いじめの未然防止(2) いじめの早期発見と解決(3) 校内組織の充実と保護者や地域、関係機関等との連携 |
|---|

2 重点項目への具体的な手立て

(1) いじめの未然防止

- ①相手の気持ちを考えた言動ができる児童を育てるとともに、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。
- ②教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎的・基本的な学習の定着を図るとともに、達成感・成就感が味わえるような学習活動の工夫をする。
- ③学校として配慮が必要な児童には、日常的に該当児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。
- ④道徳の授業においては、児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する場を設けることを通して、未然防止にむけて自ら活動できる集団をつくれるようにする。
- ⑤児童全体が「いじめは絶対に許されないことである」という認識がもてるように、教育活動全体を通して繰り返し指導をする。
- ⑥教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ⑦担任と養護教諭やスクールカウンセラー、教育相談主任、生徒指導主任との連携など教育相談体制を充実させ、児童理解に努める。
- ⑧友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる学習の場を設けたり、相互交流の工夫をして児童同士のコミュニケーション力を育成したりする。
- ⑨縦割り活動で異学年交流の充実を図る。
- ⑩児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実を図る。
- ⑪児童会本部を中心とするあいさつ運動の充実を図る。

(2) いじめの早期発見と解消

<早期発見>

- ①「学校生活に関するアンケート」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見に努める。
- ②気になる児童の様子を、学年会や教科担当制部会、生徒指導・教育相談部会等の場において情報交換し合い、大勢の目で当該児童を見守れるようにする。
- ③見えないところでのいじめの早期発見ができるように、児童との積極的な関わりを通じた児童の実態把握に

努め、連絡帳や電話、家庭訪問、個別相談を通して児童や保護者とのコミュニケーションを図る。

④コミュニティ・スクール活動を通して、地域と日常的に連携する。

⑤長期休み前にアンケートを行い、児童が不安に思う事への調査を行い、必要に応じて面談等を行うなど、実態の把握に努める。

<解消>

①いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会または、臨時職員会議等、組織で対応を協議し、適切な役割分担をして関係する児童や保護者の立場に立ち、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え対応する。また、詳細な事実確認を行い、事実を客観的に記録し、確実に情報を整理する。

②いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たり、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害者の成長支援の観点から指導を行う。また、傍観者の立場にいる児童たちにも適切な指導をする。

③校長はいじめの事実に基づき、加害・被害の児童や保護者への説明責任を果たすと共に、いじめ解消に向け努力していく。

④いじめ被害児童には、担任とスクールカウンセラーや養護教諭が連携を図り、心のケアに努める。

⑤単に謝罪をもって解消とせず、いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。また、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を取り合う

（３）校内組織の充実と保護者や地域、関係機関との連携

①学校内の組織の充実

○「生徒指導・教育相談部会」を月に1回、定期的に開催する。

原則、月末の水曜日の放課後開催し、校内のいじめ対策問題の進捗状況の確認や、生活アンケート結果についての情報交換、校内の諸問題対応を話し合う。

○「いじめ防止対策委員会」を設置し、適切に開催する。

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、養護教諭、各学年担当によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催し、当該担任やスクールカウンセラーも参加する。

○ネット上のいじめを防止するために、ネット上のいじめが重大な人権侵害であることを児童に理解させ、情報モラル講習会などの開催を依頼していく。

○いじめ問題対応マニュアルの作成により、生徒指導主任を中心に、迅速で組織的な対応ができるよう努める。

②保護者や地域・関係機関との連携

○学校便りやホームページ、学年通信などを活用して、いじめ防止についての学校での取組を紹介したり、家庭への協力を依頼したりする。

○法務局人権擁護委員との連携により、未然防止に関する啓発活動を行う。

○いじめの内容に応じて、児童相談所や警察との連携も図り、迅速な問題解消を図る。

○スクール・サポーターとの連携により、専門的な立場からの指導助言を取り入れる。